

牧野し尿処理場運転維持管理業務委託
に係る公募型プロポーザル実施要領

令和8年10月

香取広域市町村圏事務組合

牧野し尿処理場運転維持管理業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

本要領は、牧野し尿処理場における運転維持管理業務の優先交渉者を公募型プロポーザル方式により決定するために必要な手続きについて定めるものである。

第1 業務の概要

- (1) 業務名称 牧野し尿処理場運転維持管理業務委託
- (2) 発注者 香取広域市町村圏事務組合
- (3) 業務場所 千葉県香取市牧野字松山 2788 番地 1
- (4) 業務目的 民間事業者の専門的な技術と経験を生かし、当該し尿処理場の安全かつ安定した信頼性の高い運転管理を行うことを目的とする。
- (5) 業務内容 別添の「牧野し尿処理場運転維持管理業務委託仕様書」による。
- (6) 履行期間 ①履行期間：令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間
②準備期間：受注予定者決定の日から令和9年3月31日まで
- (7) 提案上限金額 5年間で総額 274,300,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含まない）を上限とする。ただし、準備期間については支払いの対象としない。

※この金額は契約金額を示すものではない。提案価格書（別紙「様式第11号」による）に記入する提案価格については消費税及び地方消費税相当額を含まない価格とする。

第2 実施形式

本プロポーザルは、公募型とし、技術面と価格面の双方から選定するものとする。

第3 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加者」という。）は次の要件を全て満たしている上で参加申込をすること。

- (1) 令和8・9年度香取市入札参加資格者名簿の名簿業種「委託」のうち大分類「施設等運転管理他」、中分類「施設の運転・管理」に公募型プロポーザル参加申込書（別紙「様式第1号」による）提出締切日までに掲載されている者であること。
- (2) 過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間）に国又は地方公共団体において、1日あたり100KL以上の処理能力を有するし尿処理施設の運転管理委託を元請として1年以上にわたり受注し、完了または履行中の実績を有すること。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定めるし尿処理施

設技術管理者の資格者を配置できること。

- (4) 国、県、その他の地方公共団体及び香取市の指名停止措置を公告日から受注予定者を特定する日までの間、受けていないこと。
- (5) 過去 1 年間の法人税、事業税、消費税、地方税を滞納している者でないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産の申立てがなされていない者であること。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- (9) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

第 4 参加申込み

企画提案審査に参加しようとする者は、次の方法により参加申込みを行うこと。

(1) 参加申込書提出期限

令和 8 年 10 月 30 日（金）16 時必着

(2) 提出書類

- 1) 公募型プロポーザル参加申込書（別紙「様式第 1 号」による） 1 部
- 2) し尿処理施設運転維持管理業務委託実績表（別紙「様式第 2 号」による） 1 部
- 3) 納税証明書（直近 3 ヶ月以内のもの） 1 部 （都道府県から発行されたもの）

(3) 提出場所 〒289-0407 千葉県香取市仁良 300 番地 1（香取市山田支所 1F）

香取広域市町村圏事務組合事務局業務課業務班

TEL：0478-78-1311 FAX：0478-78-1185

E-mail：gyoumu@katorikouiki-chiba.jp

(4) 受付時間 9 時から 16 時までとする（正午から 13 時までを除く）

(5) 提出方法 持参又は郵送（持参の場合、土曜日・日曜日を除く）

第 5 質問の提出等

(1) 提出期限 令和 8 年 11 月 6 日（金）正午まで

(2) 提出方法 質問書（別紙「様式第 3 号」による）に記入の上、電子メールで提出のこと。香取広域市町村圏事務組合事務局業務課業務班まで受信確認を電話で行うこと。

(3) 回 答 令和 8 年 11 月 13 日（金）までに組合ホームページに掲載する。

(4) そ の 他 公募型プロポーザル参加申込書（別紙「様式第 1 号」による）を提出し

ている者のみ質問を受け付けるものとする。

第6 企画提案書等

(1) 提出書類

- 1) 企画提案書（別紙「様式第4～10号」による）8部（正本1部、副本7部）
- 2) 上記の電子データを格納したCD-ROM 1枚
※ウィルス検査済書（任意様式）を含む。
- 3) 会社パンフレット等概要のわかるもの 8部（正本1部、副本7部）
- 4) 提案価格書（別紙「様式第11号」による）封かんの上、1部提出とする。
- 5) 登記簿謄本（直近3ヵ月以内のもの） 1部
- 6) 財務諸表の写し（直近3年間分） 1部
- 7) 定款 1部

(2) 参加の辞退

参加を辞退しようとする者は、辞退届出書（別紙「様式第12号」による）1部提出すること。

(3) 提出場所 第4 (3) 事務局業務課業務班

(4) 受付時間 9時から16時までとする（正午から13時までを除く）

(5) 提出方法 持参又は郵送（持参の場合、土曜日・日曜日・祝日除く）

(6) 提出期限 令和8年11月30日（月）16時必着

第7 参加資格審査及び企画提案審査（ヒアリング）の実施

(1) 参加資格審査及び結果の通知

- 1) 参加資格の審査は、参加申込提出書類により行う。
- 2) 参加資格の審査結果（令和8年12月4日（金）までに電子メール（別紙「様式第13号」による）で通知する。

(2) 企画提案審査（ヒアリング）の実施

令和8年12月15日（火）予定

第8 審査方法及び優先交渉者の決定

審査は企画提案審査とし、「牧野し尿処理場運転維持管理業務委託プロポーザル審査委員会設置要領」に基づく審査委員会が行う。なお、企画提案審査に係る審査委員会の会議は非公開とする。

(1) 書類審査

書類審査は、参加申込提出書類により行う。

(2) 企画提案審査（ヒアリング）

- 1) 企画提案審査は、企画提案書に基づくヒアリング方式とし、提出書類以外の補足資料等の提出は認めない。

- 2) 参加資格要件を満たした企画提案審査対象者に対し、実施日時等を発注者から電子メールで連絡をする。なお、審査に係る所要時間は、30 分以内とする。
- 3) 企画提案審査に出席できる人数は 3 人以内とし、審査前日正午までに企画提案審査参加申込書（別紙「様式第 14 号」による）に記入の上、電子メールで提出のこと。香取広域市町村圏事務組合事務局業務課業務班まで受信確認を電話で行うこと。
- 4) 提出を求めた企画提案書とヒアリングをもとに別紙審査項目により採点を行う。
- 5) 4) において審査した各委員の採点を合計し、最も得点が高かった者を優先交渉者とし、2 番目を次点交渉者とする。なお、同点の場合は、提案価格が低い者を上位者とする。
- 6) 企画提案書は次の規格とする。

サイズ	A 4
印刷	両面印刷（表紙を除く）
枚数	15 枚以内（表紙、契約書の写し及び保有資格証明書の写しを除く）

(3) 優先交渉者の決定

- 1) 審査委員会は、選定結果を管理者へ報告するものとする。
- 2) 管理者は、選定結果の報告を受け、優先交渉者を決定する。

(4) 審査結果の通知および公表

- 1) 書類審査の結果は、電子メールで通知する。
- 2) 企画提案審査の結果は、企画提案審査対象者へ書面で通知するが、併せて優先交渉者を香取広域市町村圏事務組合事務局のホームページで公表するものとする。

(5) 優先交渉者及び次点交渉者の公表 令和 8 年 12 月 22 日（火）予定

第 9 契約の締結

- (1) 発注者は、香取広域市町村圏事務組合財務規則（昭和 62 年香取広域市町村圏事務組合規則第 3 号）で準用する香取市財務規則（平成 18 年香取市規則第 48 号）に基づき、優先交渉者と企画提案書を基に協議を行い、協議が整った場合は、提案価格の範囲で委託契約を締結する。なお、協議の際、仕様書の内容を一部変更する場合がある。
- (2) 発注者は、優先交渉者との協議が合意に達しない場合又は、委託契約を締結できない事由が生じた場合は、次点交渉者（第 8（2）5）と前号の協議を行うものとする。

第10 プロポーザルのスケジュール

プロポーザル参加募集公告	令和8年10月20日（火）
参加申込書等の提出期限	令和8年10月30日（金）16時まで
質問書の提出期限	令和8年11月6日（金）正午まで
企画提案書等の提出期限	令和8年11月30日（月）16時まで
書類審査結果通知	令和8年12月4日（金）予定
企画提案審査（ヒアリング）	令和8年12月15日（火）予定
審査結果通知	令和8年12月22日（火）予定

第11 プロポーザルの中止

- (1) 発注者は、プロポーザル参加者が、談合し又は、談合の恐れがある不穏な行動をとる等、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、プロポーザルの執行を延期若しくは中止することができる。
- (2) 発注者は、やむを得ない事由が生じたとき、プロポーザルの延期若しくは中止をすることができる。
- (3) 前2号の場合における損害については、プロポーザル参加者の負担とする。

第12 非決定理由の説明

- (1) 書類審査については、審査内容及び審査結果についての質問又は審査結果に関する異議の受付をしない。
- (2) 企画提案書審査については、優先交渉者に決定されなかったプロポーザル参加者が非決定理由の説明を求めた場合、非決定理由の説明を行う。ただし、審査内容についての質問又は、異議の受付はしない。
 - 1) 非決定理由の説明を求める場合は、優先交渉者決定通知日（公表）から3日以内に書面を持参により提出する。（この場合、土曜日・日曜日を除く。）
 - 2) 前号により非決定理由の説明を求められた場合発注者は、書面により通知する。

第13 企画提案書等の無効及び参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平を害する行為があった場合
- (4) 本要領第3に示す参加資格要件を欠くことになった場合
- (5) 提案上限金額を超えた場合

第 14 事務局

本プロポーザルに係る事務局は、香取広域市町村圏事務組合事務局業務課業務班に設置する。

第 15 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 本プロポーザルに要する費用は参加者の負担とする。
- (3) 応募が 1 者でもプロポーザルを実施する。また、たとえ 1 者でも業者審査基準を満たさないと不採用となることもある。
- (4) 提出された提案書の著作権は、選考結果に関わらず、提案書を提出した参加者に帰属する。ただし、本組合が公表に当たり、修正が必要と判断した場合には、本組合は、無償で使用及び修正ができるものとし、併せて、提案書を提出した参加者は著作権人格権を主張しないものとする。なお、提出書類は本業務以外の目的で使用しないが、提案書等は香取広域市町村圏事務組合情報公開条例（平成 27 年 7 月 6 日条例第 5 号）に基づく行政文書の開示請求の対象となるため、その部分を明らかにすること。

附則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 8 年 1 0 月 2 0 日から施行する。

（要領の廃止）

- 2 この要領は、優先交渉者が決定した時点で廃止する。